

福知山市議会における災害等発生時の対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市議会基本条例（平成24年福知山市条例第31号）第7条第3項の規定に基づき、福知山市内において災害等が発生したときに、福知山市議会及び議員が、市民及び市長と情報の共有化を図り、迅速な対応に努めるため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「災害等」とは、台風、豪雨、豪雪、火災、地震及び原子力等による災害並びに重大な事故をいう。

(正副議長の対応)

第3条 正副議長は、災害等において市災害警戒本部による2号配備体制が敷かれた場合又は重大な事故等が発生したと認めるときは、速やかに登庁し、市議会事務局等から報告を受けるなどの情報収集に当たるものとする。

(各派幹事会の対応及び招集)

第4条 議長は、前条の規定に基づき登庁した場合は、速やかにその旨を各派幹事に連絡する。

- 2 議長は、災害等の規模等にかんがみ、必要があると認めるときは、各派幹事会を招集することができる。
- 3 各派幹事は、各派幹事会が招集されたときは、速やかに登庁しなければならない。ただし、出席が困難なときは、各派幹事が指名した者を代理として出席させることができる。
- 4 第2項により招集された各派幹事会は、議長から災害等の状況報告を受け、必要な対応について協議するものとする。

(各派幹事の任務等)

第5条 各派幹事は、前条の各派幹事会の協議結果を受けて、次に掲げる任務等を行うものとする。

- (1) 議員の安否及び連絡先の確認
- (2) 災害等の状況把握及び情報収集
- (3) 各議員との災害等の情報の共有化
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(全議員協議会の招集)

第6条 議長は、全議員と災害等の情報の共有化を図り、議会の対応を確認するため、必要と認めるときは、全議員協議会を招集することができる。

(議員の役割)

第7条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害等が発生した場合は、議員自らの安否及び居所又は連絡場所を各派幹事に報告し、各議員への連絡体制を維持させること。
- (2) 被災地、避難所等における各種の情報収集を行い、必要に応じて議長に報告すること。
- (3) 市民の一員として積極的に各地域における災害等の対応に協力すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

(市議会事務局の対応)

第8条 市議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長等は、災害等の情報収集に努めるとともに、議長へ情報提供する。
- (2) 事務局職員は、必要に応じて災害等の議会対応についての事務に従事する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、災害等発生時の議会対応についての必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月7日から施行する。